



埼玉県報

第 2 5 5 1 号
平成25年12月10日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [学校教育法施行細則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [黒野谷土地改良区の清算人就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項5号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [小児医療センター医療情報システム運用管理業務に関する契約の相手方等の公示\(小児医療センター\)](#)
- [平成25年12月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三十七号（五）中「特例基準割合等の末日」を「特例期間の末日」に改める。

様式第三十七号（六）及び様式第三十七号（七）中「延滞金の年間の末日」を「延滞金の特例期間の末日」に改める。

「延滞金の年間の末日」を「延滞金の特例期間の末日」に改める。

「延滞金の年間の末日」を「特例基準割合等の末日」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「坪数」を「面積」に改める。

第十三条第一項中「同条第四号」を「同項第三号」に、「同条第九号」を「同項第九号」に改める。

第十四条の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条中「第十一条」の下に「第一項（施行令第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「第十三条」の下に「及び第十三条の二」を加え、「第十七条及び第十八条」及び「届出等」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八一五〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八一五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六二〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五八五五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一九か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二一か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年八月一日

二 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

ニ 縦覧期間

平成二十五年十二月十日から平成二十六年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十日から平成二十六年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十五年十二月二日解散認可した清算法人黒野谷土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 富男	埼玉県深谷市本田六千七百七番地
保坂 政司	同 大里郡寄居町大字今市三百四十二番地
吉田 伸一	同 深谷市本田六千二百二番地
吉田 致良	同 同 六千五十二番地七
吉田 貞雄	同 同 六千二百二番地二
吉田 進	同 同 六千三百三番地
吉田 正夫	同 同 六千百十二番地
吉田 治夫	同 同 六千百五十番地二
吉田 巴	同 同 六千八百八十六番地
吉田 三代吉	同 同 六千二百三番地
吉田 實	同 同 六千三十番地
本田 善直	同 同 六千七十七番地
吉田 秀男	同 同 六千三十四番地
梅沢 功	同 大里郡寄居町大字今市七百十番地
小山 辰雄	同 同 同 三百三十六番地

告 示

埼玉県告示第七百十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡東秩父村大字大内沢字居用一七の一、一三〇、一三一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第七百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目三番六号

株式会社サイニチホールディングス 代表取締役社長 橋本宏太郎

ロ 敷地の位置

埼玉県ふじみ野市旭一丁目十七番一、十七番二

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十五年十二月十九日（木）

午後三時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県ふじみ野市苗間四十番地七

旭ふれあいセンター 一階 研修室

告示

埼玉県告示第七百十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市桜区西堀九丁目八番二号	合資会社 A K S
埼玉県東松山市松山町一丁目十番二十号 カーサB二〇一	原口 万里子

二 取消年月日

平成二十五年十二月六日

告示

埼玉県告示第七百十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県加須市鴻荃二番地九	株式会社ツカサ
埼玉県さいたま市中央区新中里二丁目十四番十二号	江良 雄喜
埼玉県川口市棒松二丁目十三番十号	野口 栄次
埼玉県川口市並木一丁目二十三番三号	有限会社ファミリィ
埼玉県比企郡小川町大字腰越百七十九番地二	岡本 偉地助
埼玉県深谷市東方二千七百二十六番地二	中嶋 徹
埼玉県所沢市糞谷二百三十番地	水村 正孝
埼玉県朝霞市浜崎一丁目三番十号	株式会社S & S
埼玉県富士見市大字水子七百五番地十一	河原 慎也
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百八十四番地三 ウイステリア八〇一 二〇五号	太田 勝啓
埼玉県川越市石原町二丁目六十五番地九	田邊 光雄
東京都練馬区大泉学園町七丁目十五番二十七号	株式会社ケイアンドティ
埼玉県鶴ヶ島市藤金八百六十四番地三 レーベンハイム若葉ブライトマークス八〇一号	中嶋 勝廣

埼玉県日高市大字南平沢千二百六十番地一	有限会社ヤマゼン
埼玉県川越市砂新田二丁目一番地十五	戸口 政浩
埼玉県川越市大字砂千六十五番地の六	有限会社川上屋
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷三百四十五番地一 ライオンズマンション鶴ヶ島三一〇号	町田 歩
埼玉県坂戸市仲町十六番地一 セントラルコート坂戸パークス六〇五号室	前田 一弘
埼玉県所沢市並木二丁目四番地一	有限会社ケープランニング
埼玉県所沢市南住吉六番十二 一〇三号 所沢メゾン二号館	今井 孝一
埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番五号	株式会社FCプロジェクト
埼玉県所沢市大字久米千八百二十三番地四十一	有限会社内外電子通信
埼玉県熊谷市上之六百四十三番地一	株式会社エムコーポレーション
埼玉県狭山市狭山台二丁目二十八番七号	有限会社フレンドリー
埼玉県深谷市本田四千二十六番地	富田 和彦
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三十六番地六	有限会社オオツカ

二 指定年月日

平成二十五年十二月六日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十四年六月二十八日第八十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十五年十二月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十一月二十六日

指令越建セ第二四〇〇四九一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月五日

越建セ第四〇八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下九四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市不動院野一〇〇七番地二

折原 正昭

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十一月二十七日

指令越建セ第二五〇〇一〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月六日

越建セ第四一〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島字前七百四十四番一、七百四十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島七四七番地一

鈴木 昌之

告 示

埼玉県病院事業告示第百六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
小児医療センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2 1 0 0 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
70,402,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告示

埼玉県選管告示第百二十四号

平成二十五年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、九二五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三七、〇三〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 六五、三一九人

南第二区 一四三、四六七人

南第三区 二三、三二〇人

南第四区 三八、三七九人

南第五区 三〇、七三四人

南第六区 四二、八九七人

南第七区 二六、一三七人

南第八区 二五、三八九人

南第九区	四〇、三六二人
南第十区	四七、二一人
南第十一区	三〇、四六七人
南第十二区	三〇、四四〇人
南第十三区	六一、六五七人
南第十四区	三一、九三一人
南第十五区	一九、一〇三人
南第十六区	三〇、四九九人
南第十七区	一九、六二九人
南第十八区	四三、六五九人
南第十九区	一九、五一一人
南第二十区	三三、二八一人
南第二十一区	三四、九七〇人
南第二十二区	二一、〇二五人
西第一区	九三、七七八人
西第二区	四〇、七三九人
西第三区	二二、五一九人
西第四区	四二、八五六人
西第五区	一五、七四八人
西第六区	二九、一八三人
西第七区	二三、七九六人
西第八区	九四、〇九四人
西第九区	一五、六二八人
西第十区	一三、四二六人
西第十一区	二七、二二五人
西第十二区	一八、九四六人
西第十三区	一一、八〇八人
西第十四区	二四、三六三人
西第十五区	二六、八六三人
北第一区	一八、三四一人
北第二区	一二、一一九人
北第三区	一五、二七八人
北第四区	二一、四四一人
北第五区	四九、〇〇七人

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、一五二人
二三、四〇一人
一五、二二六人
一八、七九七人
一五、一六一人
一九、三一九人
一七、五三六人
二八、九八四人
五五、二九二人
八九、〇〇八人
二二、三八七人
三六、六二九人
一七、六七四人
一四、九六〇人
三一、四〇五人
一七、八二五人